

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分・令和８年８月報告分）に対する意見の募集について
＜意見募集期間：令和８年９月１５日（火）～令和８年１０月１５日（木）＞

御意見 No.	御意見	回答
1	指定を解除する各地点について、どの解除基準を充足したのか、及び「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」が存在しないことの確認結果を一覧に明示してください。簡易ガスの供給地点は小規模で競争状況が個別に異なりやすいため、基準のいずれかを満たすことだけで解除を判断すると、需要家保護の必要性が残る地点が含まれるおそれがあります。各地点のシェア、獲得件数、料金動向の数値と、恣意的な操作やスイッチ総数が著しく少ない場合などの例外事由の有無を一覧で示してください。	意見公募時に公表した「（別添）指定の解除の対象となる関東経済産業局所管の指定旧供給地点一覧」（以下「別添資料」という。）には、各指定旧供給地点（以下「団地」という。）における旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア、旧簡易ガス供給採用件数、他燃料採用件数及び各解除基準の判定結果を掲載しており、各団地がどの解除基準に該当したか及びその判断の基礎となった数値を確認できるようにしています。（解除基準①、②の判定結果を「○」としています。） 解除基準③は、「小売料金が３年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家≦自由料金メニューの需要家」です。別添資料に記載した全ての団地において、「経過措置料金メニューの需要家≦自由料金メニューの需要家」を満たしていないことから、解除基準③の判定結果を「×」としています。なお、この場合には、報告書の記載要領に基づき、販売量及び販売額等の記入を省略することができるため、今回提出された報告書では、全ての団地において御指摘の料金動向の数値の記入が省略されています。 また、御指摘のとおり、解除基準に該当する場合であっても、基準該当を目的とした営業活動の縮小等の恣意的な操作や、スイッチ等の総数が著しく少ないなど、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い事由がある場合は指定を解除しないこととなっています。このため、過去の報告から数値が大きく変動している場合や、過去の報告で計上されていなかったものが新たに計上されている場合等には、事業者はその理由や事情を確認し、恣意的な操作等が行われていないかを確認しました。さらに、解除基準②に該当すると判断された各団地については、報告内容に基づき、スイッチ等の総数が報告すべき指定旧供給地点数の３％を超えていることを確認いたしました。 その結果、別添資料に記載した団地には、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い事由は認められず、適正な競争関係が確保されていると判断しました。 なお、指定が解除された場合であっても、解除後３年間の「特別な事後監視」や、一般的な市場監視を通じて、合理的な理由のない小売料金の値上げが行われていないか等を確認することにより、引き続き需要家の利益の保護に努めてまいります。